

清涼飲料水の規格基準改正に係る部会審議の概要及び本日の審議事項（案）

1. 現状と経緯

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の各条において規定される「清涼飲料水」については、現行、成分規格、製造基準及び保存基準が定められており、その中で、

- ・ミネラルウォーター類（「水のみを原料とする清涼飲料水」と定義）
- ・冷凍果実飲料
- ・原料用果汁
- ・ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水の区分により、それぞれ規格基準が定められている。

このうち、「ミネラルウォーター類」は、平成6年当時のナチュラルミネラルウォーターに関するコーデックス・ヨーロッパ地域食品規格を引用して製造基準において原水の基準が定められており、「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」は、平成5年当時の水道法の水質基準を引用して製造基準において原水の基準が定められている。

これまでのコーデックス委員会におけるナチュラルミネラルウォーター等の規格の設定及び我が国の水道法の水質基準改正の動きを受け、当部会で、清涼飲料水に係る規格基準の改正について審議が行われた結果、以下の結論を取りまとめた。

2. これまでの食品規格部会の結論

(1) 「飲用適の水（食品製造用水）」の取扱いについて

- ① 現行の「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の製造基準において規定されている「飲用適の水」の基準を「食品一般の製造、加工及び調理基準」において規定し、その名称は「食品製造用水(仮称)」とする（資料1-2）。

なお、その際、同じく各条中の他の複数の個別食品の製造基準等並びに乳及び乳製品の成分規格等に関する省令において規定されている「飲用適の水」の名称を「食品製造用水(仮称)」とする。

② 「飲用適の水」の規定内容については、食品製造用水であることから、飲用を目的とする清涼飲料水の議論とは分け、現行の水道水及び「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の原水基準 26 項目を規定する。

また、現行の「飲用適の水」に規定されている 26 項目に係る告示試験法を削除し、通知で示す。

(2) 現行の「ミネラルウォーター類」を、殺菌・除菌の有無で2つに区分し、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」とする（資料1－4）。現行の製造基準でも、「ミネラルウォーター類」は原則として殺菌・除菌が要求されているが、泉源管理などの基準に適合する水については殺菌・除菌は不要となっている。

(3) 「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の取扱いについて

「ミネラルウォーター類」の原水基準は微生物基準を除き廃止し、成分規格に統一する。「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」については、食品安全委員会での評価が終了し、かつ、水道法水質基準等の見直しの検討が終了した物質について、これまでの部会の審議方針に従って成分規格を設定する（資料1－5）。

設定の際に、「ミネラルウォーター類」の製造基準において原水に規定されている化学物質等のうち、亜鉛、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）及び硫化物について、『ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）』の成分規格において規定しない。

また、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の製造基準において、泉源の衛生性等に関する規定を設ける（資料1－6）。現行の製造基準でも規定があり、一部通知で規定していた事項やコーデックスで規定している事項を合わせて新たに告示で規定する。

(4) 「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」の取扱いについて

「ミネラルウォーター類」の原水基準は微生物基準を除き廃止し、成分規格に統一する。『ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）』については、食品安全委員会での評価が終了し、かつ、水道法水質基準等の見直しの検討が終了した物質について、これまでの部会の審議方針に従って成分規格を設定する（資料1－7）。

設定の際に、「ミネラルウォーター類」の製造基準において原水に規定されている化学物質等のうち、亜鉛、鉄、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、塩素イオン、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、フェノール類、pH値、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）及び硫化物について、『ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）』の成分規格において規定しない。なお、有機物等（全有機炭素）を規定する。

(5) 原水基準の取扱いについて

「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」については、水以外の原料も使用して製造されることから、原水基準と成分規格の双方を規定する。この場合の「原水」とは、水源から取水した時点の水ではなく、その製造において原料として用いる時点の水をいうことから、「原料として用いる水」に改めるとともに、これには「水道水」の他、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」又は「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の規格基準に適合する水とする。

このため、現行の原水基準26項目に適合する水は清涼飲料水の原料に用いることは出来なくなる。

(6) 試験法の取扱いについて

① 原水基準に規定されている化学物質等に係る試験法を削除し、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」及び「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の成分規格に係る試験法として通知で示す。これは、分析技術の進歩に迅速に対応し適宜試験法の修正を行うことを可能とするためである。

② 「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」及び「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の製造基準において原水に規定する微生物試験に係る検体採取及び試料調製について新たに告示で規定する。

(7) 清涼飲料水一般及び粉末清涼飲料の成分規格の見直しについて

① 清涼飲料水一般及び粉末清涼飲料の成分規格において規定されているスズの基準を缶入りのものに限定して適用する。

② 清涼飲料水一般及び粉末清涼飲料の成分規格において規定されているスズ又はパツリンに係る試験法を削除し、通知で示す。

3. 食品健康影響評価の結果

上記2. での部会了承項目について、平成25年4月9日に食品安全委員会に対して、清涼飲料水の規格基準改正に係る、①飲用適の水の規定の法令上の整理について、②清涼飲料水の規格基準の枠組みの見直し及び規格基準設定項目の見直しについて、③清涼飲料水一般及び粉末清涼飲料の成分規格の見直しについて、食品健康影響評価を依頼した。なお、「ウラン」については、今後詳細な摂取量調査を実施するため、今回の諮問は行わなかった。

食品健康影響評価の結果、性状関連項目である「亜鉛」、「鉄」、「カルシウム、マグネシウム等（硬度）」を削除することについては、化学物質・汚染物質専門調査会での審議となった。なお、同じく性状関連項目である「硫化物」を削除することについては、結論が持ち越され保留となった。

上記以外は、平成25年4月15日付けで答申があり、食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき、又は人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するとの回答を得た。

4. 審議事項

- (1) 食品安全委員会による食品健康影響評価の結果、「亜鉛」、「鉄」、「カルシウム、マグネシウム等（硬度）」は、化学物質・汚染物質専門調査会での審議となった。このため、現行規制を維持する観点から、「亜鉛」については、現行の「ミネラルウォーター類」の原水基準を「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」及び「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の成分規格に置き換える。また、「鉄」、「カルシウム、マグネシウム等（硬度）」は、現行の「ミネラルウォーター類」の原水基準でも規定がないため成分規格として設定しないこととする。なお、「硫化物」については、現時点では食品安全委員会での取扱いは決定していないが、化学物質・汚染物質専門調査会での審議となった場合には、現行規制を維持する観点から、現行の「ミネラルウォーター類」の原水基準を「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」及び「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の成分規格に置き換える。

- (2) 「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」の成分規格項目として、「ウラン」を設定することとされていたが、一部の製品で改正後の基準値案を超えることが判明したため、今後、より詳細な実態調査を実施した上で再検討する。
- (3) 食品規格部会での個別項目が未審議であるもの（今後逐次改正としている項目）のうち、「フッ素」、「マンガン」については、現行の「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の原水基準を「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」の成分規格とすることとされていたが、改正後の基準値案を超えることが想定されるため、現行規制を維持する観点から、現行の「ミネラルウォーター類」の原水基準を「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」の成分規格に置き換える。
- (4) 食品規格部会での個別項目が未審議であるもの（今後逐次改正としている項目）のうち、「セレン」、「バリウム」、「ホウ素」については、現行の「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の製造基準での設定がないことから、改正後の「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」の成分規格項目では設定しないこととされていたが、現行規制を維持する観点から、現行の「ミネラルウォーター類」の原水基準を改正後の「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」の成分規格項目とする。

5. 今後の対応

- (1) 清涼飲料水の規格基準の枠組変更及び当部会において了承された成分規格等については、すみやかに所要の手続き終了後に告示の改正を行う。
- (2) 今回の告示改正以降、残りの化学物質について、食品安全委員会からの答申状況を踏まえ、規格基準の改正を行う。